

2021年11月4日

報道関係者各位

東急住宅リース株式会社

## 東急住宅リース、賃貸マンション・戸建住宅への 「仮住まいサービス」を提供開始 自宅のリフォーム・建て替え時の短期入居が可能に！

不動産の賃貸管理を行う東急住宅リース株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：三木 克志、以下「東急住宅リース」）は、自社が賃貸管理する首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）のマンション・戸建住宅の一部を対象（※1）に、「仮住まいサービス」を開始しました。

同サービスは、自宅のリフォームや建て替えの工事を行っている間に一時的に居住できる賃貸住宅（仮住まい）を必要としている方を対象に提供するサービスです。転居が必要な戸建住宅の大規模リフォームや建て替えは、3カ月から6カ月程度など、数カ月かかるケースが多くあります。その間に一時的に住む場所が必要になりますが、一般的に賃貸住宅の賃貸借契約は2年間の「普通借家契約」で、数カ月程度の短期間の居住を前提とした入居申し込みは不可となるケースが多いのが現状です。

東急住宅リースの「仮住まいサービス」をご利用いただくことで、お客様はご都合に応じて、自宅の工事期間中に東急住宅リースが管理する賃貸住宅に「定期借家契約」にて短期間入居することができます。

### 【東急住宅リースの仮住まいサービスの特長】

#### ① 仮住まい専門の賃貸仲介会社と連携したサービス提供

ハウスメーカー、工務店、リフォーム会社等とネットワークを持つ仮住まい専門の賃貸仲介会社と連携し、仮住まいを必要としているお客様へ賃貸住宅を紹介します。

#### ② 二回のお引越しを優待価格で提供

自宅から仮住まいへ、そして仮住まいから工事完了後の自宅へ、二回にわたるお引越しを、優待価格でご利用いただけます。（※2）

今後、対象を順次関西圏等にも拡大していく予定です。

〈貢献するSDGs〉



東急住宅リースは、これからも他社と連携し、ライフステージやライフスタイル等、人々の状況変化に応じたフレキシブルな賃貸住宅ライフが叶うサービスを展開することで、入居者およびオーナーへのさらなる価値提供を目指すとともに、2015年に国連サミットで採択された2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献します。

（※1）東急住宅リースが管理する賃貸住宅のうち、オーナーの了承を得た賃貸住宅が対象。

（※2）東急住宅リースと提携している引越会社（株式会社ハート引越センター、株式会社引越社、株式会社トレジャー・ファクトリー）のいずれかに利用申し込みを行った場合。ただし、二回とも同一の引越会社を利用した場合に限るなどの条件があります。

【本件に関するお問い合わせ先】 経営戦略本部 経営計画部 広報グループ 越川

E-mail : [pr@tokyu-hl.jp](mailto:pr@tokyu-hl.jp)